

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

倉敷市長 伊 東 香 織

市町村名 (市町村コード)	倉敷市 (33202)
地域名 (地域内農業集落名)	藤戸町藤戸・藤戸町天城地区 (川子岩・長浜・新田・鉄砲町・片原・藤戸・瀬戸茶屋・西谷・東谷・大浜・小浜)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

生産者の約6割が70代以上であり、高齢化により生産戸数が減少し、土地所有者の多くは地域の担い手に農地を貸している。  
藤戸地区では担い手の高齢化を危惧し、集落営農組織を起ち上げたが、組織の活動が地域に浸透するまで当面は組合員と所有者の個人間の農地貸借により農地維持を図る。  
天城地区では、地域内の規模拡大意向のある担い手を中心となり高齢農家が離農した際の農地を引き受ける意向がある。ただし、小規模で段差があるなど、条件の良い農地があり、担い手への農地の集積・集約を進めるには、農地の条件改善が課題となる。  
【区域の基礎的データ】  
・主な作物: 水稻、露地野菜

### (2) 地域における農業の将来の在り方

藤戸地区については集落営農組織を起ち上げ、集落内の農地維持のため集落営農組織の組合員において農作業の受託や集積・集約による農作業の効率化を図る。  
天城地区については地域内で大規模に引き受けている後継者世代の担い手を中心に農地を集積・集約化できるよう、農地利用の調整を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	117.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	117.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地の集積を進めるとともに、耕作者の交換等により農地の集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に担い手への集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
畦畔除去による農地の区画拡大等の簡易な整備の検討により、効率的に営農できる農地の確保を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JA等と相談体制を確立し、農地貸借手続きや技術的指導の支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の担い手への作業委託により合理化を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--